

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の 信 託	動 産 の 信 託	土地及びそ の定着物の 信託	地 上 権 の 信 託	土 地 及 び その定着物 の賃借権の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管 理 信 託	運 用 信 託								
元 本										
売 渡 手 形 等										
収 益										
仮 受 金										
そ の 他										
債 権 償 却 準 備 金										
特 別 留 保 金										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
負 債 合 計										()

(記載上の注意)

3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の信託	動産の信託	土地及び その定着物 の信託	地 上 権 の 信 託	土 地 及 び その定着物 の賃借権の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管理信託	運用信託								
貸 出 金										
証 書 貸 付										
手 形 貸 付										
割 引 手 形										
有 価 証 券										
国 債										
地 方 債										
短 期 社 債										
社 債										
株 式										
外 国 証 券										
そ の 他 の 証 券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資										
信 託 受 益 権										
指定金銭信託受益権										
金 銭 投 資 基 金 信 託 受 益 権										
年 金 投 資 基 金 信 託 受 益 権										
財 産 形 成 投 資 基 金 信 託 受 益 権										
貸付信託収益運用口 受 益 権										
その他の信託受益権										
金 銭 債 権										
生 命 保 険 債 権										
住 宅 貸 付 債 権										
その他の金銭債権										
有 形 固 定 資 産										
動 産										
不 動 産										
無 形 固 定 資 産										
地 上 権										
不動産の賃借権										
その他の無形固定資産										
そ の 他 債 権										
買 入 手 形										
コ ー ル ロ ー ン										
銀 行 勘 定 貸										
現 金 預 け 金										
現 金										
預 け 金										
そ の 他										
共同受託振替勘定										
そ の 他										
資 産 合 計										

(記載上の注意) 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）			
その他の			
合計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを () で注記すること

4. 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類	件数	元本額
金銭債権	貸付債権	
	売掛債権	
	その他の	
動産		
不動産		
地上権		
不動産の賃借権		
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）		
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）		
商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）		
その他の		
合計		

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたものの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元本の補てん等の有無				計	運用財産 の 種 類
		元本の補てん のある信託	利益の補足の ある 信 託	元本の補てん及び利 益の補足のある信託			
指定金銭信託	合 同 運 用						
	単 独 運 用						
特 定 金 銭 信 託							
金 銭 投 資 基 金 信 託							
年 金 信 託	適格退職年金信託						
	厚生年金基金信託						
	国民年金基金信託						
	規約型企業年金信託						
	基金型企業年金信託						
年 金 投 資 基 金 信 託	貸 付 金 口						
	株 式 口						
財 産 形 成 給 付 信 託	財産形成給付金信託						
	財産形成基金信託						
財産形成投資基金信託							
貸 付 信 託	収 益 分 配 型						
	収 益 満 期 受 取 型						
	収 益 運 用 口						
投 資 信 託							
計							—
(うち二重信託を除いた計数)		—	()	()	()	()	—

6. 信託財産

(1) 貸出金

(単位：百万円)

区 分		前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
長 期 資 金	設 備 資 金		
	運 転 資 金		
	小 計		
短 期 資 金			
合 計			

(2) 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受 入 担 保 の 種 類	貸 付 金	割 引 手 形
自 行 預 金		
信 託 受 益 権		
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		
合 計		

7. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

- 1 3. 記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 2 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 1 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 2 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次に掲げる債権に該当する額及び合計額を記載すること。
 - (1) 破綻先債権（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものに対する貸出金をいう。）に該当する貸出金
 - (2) 延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から6カ月以上遅延している貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のもをいう。以下同じ。）に該当する貸出金
 - (3) 3カ月以上延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
 - (4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
- 4 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の〈参考〉を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

〈参考〉

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資	投 資 信 託	包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
受 託 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 産			
不 動 産			
無 形 固 定 資 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計		合 計	

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
貸 出 金 利 息		信 託 報 酬	
有 価 証 券 利 息 配 当		支 払 利 息	
そ の 他 の 受 入 利 息		支 払 手 数 料	
信 託 受 益 者 配 当		経 費	
有 価 証 券 貸 付 料		投 資 信 託 委 託 者 報 酬	
金 銭 債 権 収 益		有 価 証 券 売 却 損	
動 産 収 益		投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 損	
不 動 産 収 益		固 定 資 産 売 却 損	
* 収 益 調 整 益		有 価 証 券 償 還 損	
* 投 資 信 託 解 約 差 益		* 収 益 調 整 損	
有 価 証 券 売 却 益		* 投 資 信 託 解 約 差 損	
投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 益		貸 出 金 償 却	
固 定 資 産 売 却 益		有 価 証 券 償 却	
有 価 証 券 償 還 益		固 定 資 産 償 却	
償 却 債 権 取 立 益		* 特 別 留 保 金 繰 入	
受 入 手 数 料		* …	
* 特 別 留 保 金 戻 入		* …	
* …		* …	
* …		そ の 他 の 支 出	
* …		* 異 期 決 算 信 託 収 益 繰 入	
そ の 他 の 収 入		信 託 利 益	
* 異 期 決 算 信 託 収 益 戻 入			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

- *印の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
- 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
- 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

9. 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産（次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。）	
4	船舶	
5	航空機（航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。）	
6	自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。）	
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
10	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
11	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
12	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
13	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
14	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
15	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
16	前各号に掲げる資産以外の資産	

（記載上の注意）

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

10. 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

指図を行う者の商号又は名称	所在地

(記載上の注意)

金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であつて、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

11. 代理店の増減

前 期 末	当 期 末	増 減 (△)

12. 財産に関する遺言の執行

前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	当期末現在件数

13. 会計の検査

前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	当期末現在件数

14. 財産の取得、処分又は貸借に関する代理・媒介

(単位：百万円)

種 類	件 数	取 扱 額
取 得		
(うち不動産)		
処 分		
(うち不動産)		
貸 借		
(うち不動産)		
(うち金銭)		
計		

(記載上の注意)

取得・処分の媒介に該当するものは、「処分」欄に括弧書で内数として記載すること。

15. 財産の管理（関連する信託事務を含む）及び財産の整理又は清算に関する代理事務

種 類	前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	当期末現在件数
管 理				
財産の整理又は清算				

16. その他代理事務

(単位：百万円)

種 類	前期繰越高	当期引受高	当期取立高 または当期履行高	当期末現在 整理等未済高
債権の取立				
債務の履行				

17. 株式事務の代行

(単位：社、千名)

区 分	前期末現在	当期末現在	増 減 (△)
受託会社数			
管理株主数			